

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2025年2月28日改定)

掲載日 2025年1月28日

■JP BANK JCB カード会員規定 (下線の部分は改定箇所)

現行規定	改定案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(次条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいい、当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じとします。)を利用して、本規定に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいいます。以下同じとします。)、キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払い(以下これらを総称して「金融サービス」といいます。))並びに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部又は一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用又は金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じとします。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、第44条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4～8. (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(次条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいい、当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じとします。)を利用して、本規定に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいいます。以下同じとします。))、キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払い(以下これらを総称して「金融サービス」といいます。))、<u>第4条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>並びに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部又は一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用又は金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じとします。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、第44条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4～8. (同左)</p>
<p>第2条 (カードの貸与及びカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。会員は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除きます。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>2～3. (略)</p>	<p>第2条 (カードの貸与及びカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。<u>また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</u></p> <p>2～3. (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第4条の2 (WEBサービス等)</u></p> <p>1. <u>両社が本規定に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「My JCB」及び両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいいます。)である「J/Secure (TM)」(以下これらを総称して「My JCB等」といいます。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、My JCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコン及びスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、My JCB等を利用する必要はありません。</u></p> <p>2. <u>My JCB等の利用に関しては、両社が別途定める「My JCB利用者規定」及び「J/Secure (TM)利用者規定」が適用されるものとします。</u></p> <p>3. <u>会員が「My JCB」及び「J/Secure (TM)」を利用しない場合(「My JCB」又は「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u></p> <p>4. <u>会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、My JCB等以外のWEBサービス(「My Jチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じとします。以下My JCB等とその他のWEBサービスとを総称して「WEBサービス等」といいます。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができ</u></p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025年2月28日改定)

現行規定	改定案
	<p>ません。</p> <p>5. <u>会員は、Eメールアドレス若しくは携帯電話番号又はそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限ります。）を届け出るものとし、両社、JCB又は当行から送信されるEメール又はショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとし、</u></p> <p>6. <u>会員は、両社に届け出たEメールアドレス又は携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとし、</u></p> <p>7. <u>会員が前2項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとし、</u></p>
<p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>1～3. （略）</p> <p>4. <u>会員は、両社が認める場合、両社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「My JCB」及び「My Jチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じとします。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時又は入会后遅滞なく、両社が別途定める規定に同意の上、「My JCB」及び「My Jチェック」に登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとし、</u></p> <p>5. 当行、JCB又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB又はサービス提供会社は付帯サービス及びその内容を変更することがあります。</p>	<p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>1～3. （同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>4. 当行、JCB又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB又はサービス提供会社は付帯サービス及びその内容を変更することがあります。</p>
<p>第6条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」といいます。）<u>の末日までとします。</u></p> <p>2. （略）</p>	<p>第6条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月<u>の末日までとします（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」といいます。）。</u></p> <p>2. （同左）</p>
<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>2～3. （略）</p>	<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、<u>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じとします。）等</u>をいいます。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>2～3. （同左）</p>
<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>1～2. （略）</p> <p>3. 会員等は、JCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①から④まで及び⑨の個人情報を共同利用することに同意します（共同利用会社及び利用目的は<u>本規定末尾に記載のとおりです。</u>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>1～2. （同左）</p> <p>3. 会員等は、JCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①から④まで及び⑨の個人情報を共同利用することに同意します（共同利用会社及び利用目的は<u>次のホームページにて確認できます。</u>https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、<u>若しくは非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカード</u></p>	<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>1. （同左）</p> <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、<u>又は非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されて</u></p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025年2月28日改定)

現行規定	改定案
<p>の署名と同じ署名を行うこと、<u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、又は、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名又は加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等に代えて所定の手続きを行うことにより、又は売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</u></p> <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信若しくは通知する方法により、又は当該方法に加えてセキュリティコード若しくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示及び<u>売上票への署名</u>を省略することができます。</p> <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（<u>署名等を行った後</u>、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<u>売上票への署名</u>等を省略することができます。</p> <p>5～6. (略)</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じとします。）が加盟店に提示又は通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行、JCB又はJCBの提携会社は次の各号の対応をとることができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当行又はJCBが、ショッピング利用の申込者に対してセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<u>操作</u>を求めると、及び申込者がセキュリティコード又は<u>J/Secure (TM) 利用者規定</u>に定めるパスワードを誤って入力した場合に会員によるカード利用を一定期間制限すること。</p> <p>8～10. (略)</p> <p>第24条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の<u>電子マネーの入金</u>、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第34条（明細）</p> <p>1. 当行は、「<u>My JCB</u>」及び「My Jチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>	<p><u>いる端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代えて、カードの署名と同じ署名を行うこと、又はその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</u></p> <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信若しくは通知する方法により、又は当該方法に加えてセキュリティコード若しくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示及び<u>暗証番号の入力</u>を省略することができます。</p> <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力又は売上票への署名等</u>（以下「<u>暗証番号入力等</u>」<u>といいます。</u>）を行い、残額（<u>暗証番号入力等</u>を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<u>暗証番号入力</u>等を省略することができます。</p> <p>5～6. (同左)</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じとします。）が加盟店に提示又は通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行、JCB又はJCBの提携会社は次の各号の対応をとることができます。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 当行又はJCBが、ショッピング利用の申込者に対してセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<u>本人認証手続き</u>を求めると、及び申込者がセキュリティコード又は<u>同規定</u>に定めるパスワードを誤って入力した場合、<u>その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</u>、会員によるカード利用を一定期間制限すること。</p> <p>8～10. (同左)</p> <p>第24条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 前項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の<u>加盟店の利用</u>、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>第34条（明細）</p> <p>1. 当行は、「My Jチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025年2月28日改定)

現行規定	改定案
<p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「<u>My JCB</u>」及び「My Jチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいいます。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月 10 日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。</p> <p>3～5. (略)</p>	<p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「My Jチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいいます。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月 10 日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。</p> <p>3～5. (同左)</p>
<p>第 40 条の 2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング 1 回払い、海外キャッシング 1 回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じとします。）を停止し、又は制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 前各号のほか、会員が本規定に違反し、又は違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合</p>	<p>第 40 条の 2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング 1 回払い、海外キャッシング 1 回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じとします。）を停止し、又は制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p><u>(5) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u></p> <p>(6) 前各号のほか、会員が本規定に違反し、又は違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合</p>
<p>第 44 条（退会及び会員資格の喪失等）</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 会員（(5)又は(11)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(12)又は(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)又は(9)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)又は(13)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規定に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うとともに、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5～7. (略)</p>	<p>第 44 条（退会及び会員資格の喪失等）</p> <p>1～3. (同左)</p> <p>4. 会員（(5)又は(11)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(12)又は(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)又は(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)又は(13)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規定に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うとともに、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</u></p> <p>5～7. (同左)</p>
<p>第 45 条の 2（カード番号等の不正利用）</p> <p>1～2. (略)</p> <p>3. 他人が会員のカード番号等を不正に利用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるもの）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当行又は JCB に対</p>	<p>第 45 条の 2（カード番号等の不正利用）</p> <p>1～2. (同左)</p> <p>3. 他人が会員のカード番号等を不正に利用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるもの）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当行又は JCB に対</p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025年2月28日改定)

現行規定	改定案
<p>して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に利用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、又はボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載に係る明細を基準とはしません。</p> <p>(1) 当行が明細確定通知を本会員が登録した Eメールアドレス宛に送信した日</p> <p>(2) (略)</p> <p>4~7. (略)</p>	<p>して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に利用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、又はボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載に係る明細を基準とはしません。</p> <p>(1) 当行が明細確定通知を本会員が登録した Eメールアドレス宛に送信した日</p> <p>(2) (同左)</p> <p>4~7. (同左)</p>
	<p>附則</p> <p><u>第4条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「My JCB」又は「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次My JCB等の登録を行います。</u></p>
<p>2024年4月1日改定</p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p>	<p>2025年2月28日改定</p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p>
<p>【ご相談窓口】</p> <p>1~2. (略)</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ(ただし、個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番5に従うものとします。)、<u>この規定</u>についてのお問い合わせ・ご相談及び、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。</p> <p>【JP BANK カードデスク】</p> <p>0120-051-088</p> <p>※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4~6. (略)</p>	<p>【ご相談窓口】</p> <p>1~2. (同左)</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ(ただし、個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番5に従うものとします。)、<u>本規定</u>についてのお問い合わせ・ご相談及び、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。</p> <p>【JP BANK カードデスク】</p> <p>0120-051-088</p> <p>※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4~6. (同左)</p>
<p><共同利用会社></p> <p><u>本規定に定める共同利用会社は以下のとおりです。</u></p> <p>○ <u>株式会社JCBトラベル</u></p> <p><u>〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル</u></p> <p><u>利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービー及び株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供</u></p> <p>○ <u>株式会社ジェーシービー・サービス</u></p> <p><u>〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート</u></p> <p><u>利用目的: 保険サービス等の提供</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><加盟個人信用情報機関等></p> <p>本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー(CIC)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター</p> <p>電話番号 03-3214-5020</p>	<p><加盟個人信用情報機関等></p> <p>本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー(CIC)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター</p> <p>電話番号 03-3214-5020</p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2025年2月28日改定)

現行規定				改定案			
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ ※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。				https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ ※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。			
●登録情報及び登録期間				●登録情報及び登録期間			
	C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C		C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内	②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間			⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内
※ 上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④から⑥までです。				※ 上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④から⑥までです。			
※ 上表の他、C I C及びJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。				※ 上表の他、C I C及びJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。			
※ 上表の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31				※ 上表の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31			

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2025年2月28日改定)

現行規定			改定案	
<p>日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、及び債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> <p>●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。</p>			<p>日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、及び債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> <p>●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。</p>	
加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報	加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
C I C	J I C C、全国銀行個人信用情報センター	*	C I C	J I C C、全国銀行個人信用情報センター
J I C C	C I C、全国銀行個人信用情報センター	*	J I C C	C I C、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C	*	全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C
* 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。				

■JP BANK JCB カード保証委託約款 (株式会社ジェーシービー) (下線の部分は改定箇所)

現行規定				改定案			
2024年4月1日時点				2025年2月28日時点			
<p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p>				<p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p>			
<p><加盟個人信用情報機関等></p> <p>本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社シー・アイ・シー(C I C)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構(J I C C)(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p style="color: red;">登録情報及び登録機関</p>				<p><加盟個人信用情報機関等></p> <p>本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社シー・アイ・シー(C I C)(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構(J I C C)(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p style="color: red;">登録情報及び登録期間</p>			
	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C		C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない	当該利用日から6か月以内	②加盟個人信用情報機関を利用	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない	当該利用日から6か月以内

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表
(2025年2月28日改定)**

現行規定				改定案			
用した日及び本約款に係る申し込みの事実		期間		用した日及び本約款に係る申し込みの事実		期間	
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高等の本約款の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高等の本約款の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間			⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内
<p>※上表のうち、個人情報機関が独自に収集し、登録するものは、④から⑥までです。</p> <p>※上表の他、C I C及びJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、及び債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> <p>●加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。</p>				<p>※上表のうち、個人情報機関が独自に収集し、登録するものは、④から⑥までです。</p> <p>※上表の他、C I C及びJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※上表の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、及び債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。</p> <p>●加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。</p>			
加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報		加盟個人情報機関	提携個人情報機関		
C I C	J I C C、全国銀行個人信用情報センター	*		C I C	J I C C、全国銀行個人信用情報センター		
J I C C	C I C、全国銀行個人信用情報センター	*		J I C C	C I C、全国銀行個人信用情報センター		
全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C	*		全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C		
* 提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、 <u>「債務の支払いを延滞した事実等」となります。</u>							

■スマリボ特約（下線の部分は改定箇所）

現行規定	改定案
<p>第4条（本サービスの内容）</p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規定第22条（ショッピングの利用）及び第24条（ショッピング利用代金の支払区分）第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなりま</p>	<p>第4条（本サービスの内容）</p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規定第22条（ショッピングの利用）及び第24条（ショッピング利用代金の支払区分）第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなりま</p>

JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2025年2月28日改定)

現行規定	改定案
<p>す。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCBのホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>す。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCBのホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>2. (同左)</p>

以上